

社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会
建築物雪害対策ワーキンググループ運営細則（案）

平成 26 年 3 月 12 日
社会資本整備審議会建築分科会
建築物等事故・災害対策部会
建築物雪害対策ワーキンググループ

1. 議事の公開

- (1) 建築物雪害対策ワーキンググループ（以下WGという。）の会議及び議事録は公開とする。ただし個別事案を取り扱う場合その他主査が必要と認める場合については、会議又は議事録を非公開とすることができるものとする。
- (2) 議事録（非公開部分を除く）については、内容についてWG委員の確認を得たのち、発言者氏名を除いてインターネットにより公開することとする。
- (3) 議事概要については、内容についてWG委員の確認を得たのち、インターネットにより公開することとする。

2. 運営

- (1) WG主査は、当該WGに係る審議事項の議事が終了したとき、その他必要と認めるときは、その審議の経過及び結果について、社会資本整備審議会建築分科会建築物等事故・災害対策部会に報告することができる。
- (2) WG主査は、必要があると認めるときは、委員以外をWGに出席させて意見を述べさせ、又は説明させることができるものとする。

3. その他

その他のWGの運営に関することはWG主査の判断により、必要に応じ委員の意見を聞いた上で、決定するものとする。